

## 埼玉県病院経営マイスター派遣業務委託プロポーザル募集要綱

### 1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、医療機関の経営は厳しい状況におかれている。こうした中、地域の医療提供体制を維持していくためには、地域の中核となる地域医療支援病院の経営安定化を図る必要がある。

本業務は、地域医療体制を守るため、地域医療支援病院に病院経営に通じたコンサルタント（病院経営マイスター）を派遣し、経営支援を行うものである。

委託事業者の選定に当たっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

### 2 対象業務

- (1) 業務名 埼玉県病院経営マイスター派遣業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和4年3月25日
- (4) 委託限度額 20,000,000円

(※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。)

### 3 参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われているものでないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (7) 病床数200床以上の病院に対する経営コンサルティング業務を受託し、誠実に履行した実績を有していること。
- (8) 本要綱及び仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本公募型プロポーザルに参加できること。

### 4 説明会の開催

- (1) 日時  
令和3年5月17日（月）15:00～

(2) 会場

埼玉会館 7 A会議室（さいたま市浦和区高砂 3 - 1 - 4）

(3) 参加申込

ア 1者につき最大2人まで参加可能とする。

イ 参加希望者は、令和3年5月14日（金）午後4時までに法人名及び参加者名を電子メールで連絡すること。メールの件名は「病院経営マイスター派遣業務 説明会参加希望」とすること。連絡先は5（2）のとおりとする。

## 5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年5月18日（火）午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

別添「質問書」（様式5）に記入の上、下記担当あて電子メールで送付すること。電話及び直接来所による質問には応じない。

（質問書提出先：保健医療政策課 企画・構想担当 a3510-13@pref.saitama.lg.jp）

(3) 質問に対する回答

質問書を提出した事業者名を伏せた上で、5月24日（月）までに下記のページに回答を掲載する。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/sustainable\\_top.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/sustainable_top.html)

## 6 提出書類等

(1) 提出書類等

次の①から⑨の書類を提出すること。

| No | 提出書類   | 提出部数 |
|----|--|------|
| ①  | 参加申込書（様式1）   | 8部   |
| ②  | 企画提案書（様式自由）<br>A4、両面印刷、表紙及び目次を除き20ページ以内（10枚以内）                         |      |
| ③  | 業務工程表（様式自由）  |      |
| ④  | 業務実施体制調書（様式2）  |      |
| ⑤  | 同種業務実績調書（様式3）  |      |
| ⑥  | 会社概要書（様式4）   |      |
| ⑦  | 参考見積書（内訳表）（様式自由）<br>委託料の総額のほか、人件費、交通費、印刷費、賃借料等の経費区<br>分の積算が分かるようにすること。 |      |
| ⑧  | 定款の写し及び登記事項証明書の原本（提案日前3カ月以内に発行されたもの）                                   | 1部   |
| ⑨  | 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本                               |      |

|  |
|--|
| 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出すること。 |
|--|

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留）によること。

提出書類①～⑦についてはPDFデータも下記あてメールで送信すること。

a3510-13@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和3年5月28日（金）午後5時（必着）

（※提出後における企画提案書の追加及び変更は認めない）

(4) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県保健医療部保健医療政策課 企画・構想担当

## 7 審査及び選定方法

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、埼玉県病院経営マイスター派遣業務委託先 選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

(1) 選定委員会

①日程等

令和3年6月10日（木）にさいたま市内県庁付近で開催する。場所、時間等は、企画提案書等を提出した者に文書で通知する。ただし、応募者多数の場合には、書類で1次審査を行い、その結果と共に文書で通知する。

②内容

提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

③プレゼンテーション時間

1者当たり10分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑を15分程度行うこととする。ただし、提案者数に応じて変更になる場合があるので、その場合は前述の文書にその旨明記して伝達する。

④出席者

1者につき2名以内

⑤その他

応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過したものだけプレゼンテーションを行う。1次審査結果は令和3年6月7日（月）までに通知する。なお、審査及び審査結果についての問合せには応じない。

(2) 選定方法等

① 上記の審査により、企画提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、委託候補者を選定する。

② 審査項目及び配点は次のとおりとする。

| 項目                    | 配点 |
|-----------------------|----|
| 1 企画提案内容              |    |
| 基本姿勢・考え方              | 10 |
| 提案内容の具体性              | 15 |
| 提案内容実行支援策の具体性・見込まれる成果 | 15 |
| 事業実施に係る独自の工夫          | 10 |
| 2 業務実施体制              |    |
| 類似業務の実績               | 20 |
| 業務実施体制                | 10 |
| スケジュールの実効性            | 10 |
| 3 価格                  |    |
| 見積額                   | 10 |

③ 選定結果は選定委員会終了後速やかに文書で通知する。

④ 県は、委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、委託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 参加要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の者と協議を行う。

8 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。

## 9 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

## 10 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成などに要する費用）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類等については返却しない。

### 【問合せ先】

埼玉県保健医療部保健医療政策課 企画・構想担当

TEL 048-830-3526

電子メール a3510-13@pref.saitama.lg.jp